

災害対策

- (1) 世田谷区災害対策総点検のまとめ(案)概要版
- (2) 東京都防災対応指針（概要版）

災害対策総点検のまとめ（案）（概要版）

平成24年1月 危機管理室

1. 災害対策総点検の基本的な考え方

- ・区民の生命と財産と健康を守ることが、行政の使命であるとの基本的な考え方のもと、東日本大震災を踏まえ、災害時において、実効性の高い確立と態勢の強化を図ることを目的に全庁あげて取り組む。
- ・災害対策総点検の実施にあたっては、東日本大震災を教訓に、予断を排し様々な災害を想定するとともに、これまで区が進めてきた災害対策における課題の抽出・検討・総務省消防庁からの緊急点検項目に取り組み、災害に強い世田谷を実現する。

2. 災害対策総点検項目（80項目）

1 災害対策本部機能の強化 1-1 勤務時間中における発災対応 1-2 災害時における支援協定のあり方 1-3 情報システムの早期復旧 1-4 勤務時間外の職員参集体制強化 1-5 事業継続のための人材確保 1-6 職員応援体制の確立 1-7 出張所等の防災機能の強化	4 避難所対策 4-1 避難所開設しない場合の区民対応 4-2 避難所開設手順の明確化 4-3 避難所におけるペット対応 4-4 区立小中学校の防災機能の向上 4-5 避難所における防災・避難所運営訓練 4-6 避難所への飲料水の搬送	8 大規模災害 8-1 火山灰対策 8-2 津波に対する対応方法 8-3 大規模停電対応 8-4 鉄道事故対応 8-5 情報通信事故対応 8-6 原子力事故対応
2 災害時の執務環境整備 2-1 災害対策本部機能の強化 2-2 多様な連絡手段の確保 2-3 本部代替施設の確保 2-4 非常用電源の確保 2-5 安全な執務環境の確保 2-6 トイレ対策 2-7 執務スペースの確保 2-8 職員用食料等の確保 2-9 燃料の確保	5 帰宅困難者対策 5-1 帰宅困難者が利用する施設のあり方 5-2 赤十字エイドステーションの設置 5-3 帰宅困難者への対応（学校の役割分担） 5-4 帰宅困難児等への支援（学校） 5-5 帰宅困難児等への支援（新BOP） 5-6 帰宅困難児等への支援（区立・私立保育園など） 5-7 帰宅困難児等への支援（児童館） 5-8 帰宅困難児等への支援（私立幼稚園） 5-9 帰宅困難児等への支援（一時預かり事業実施施設）	9 被災地・被災者支援 9-1 義援金、復興支援金の募集 9-2 職員派遣 9-3 個人からの物資受入 9-4 住宅の提供 9-5 避難者の一時受入 9-6 転入の手続き 9-7 区内転入被災者への物資提供 9-8 駐車場の提供 9-9 区内避難者に対する保健福祉サービスの提供 9-10 ボランティアの活用 9-11 被災者への情報提供等
3 区内の被災対策 3-1 家屋破損等に対する区の対応 3-2 区施設の被災状況の確認 3-3 公共施設の災害対策機能の強化 3-4 被災状況（初動）体制強化 3-5 区土木施設の被災状況把握と対応 3-6 公園等の被災状況把握と対応 3-7 民間宅地の崩落擁壁等の応急措置 3-8 東京都からの物資受入配送 3-9 り災証明の発行 3-10 災害時要援護者対策 3-11 住民の安否情報の確認 3-12 道路啓開等に伴う資機材の確保	6 情報提供 6-1 区民への情報提供の強化 6-2 区民や事業者等の防災意識向上のための普及啓発 6-3 外国人への情報提供 6-4 防災無線塔 6-5 防災映像情報システムの再構築	10 停電・放射能関係ほか 10-1 停電関係（イベント関係） 10-2 停電関係（節電対応） 10-3 停電対応（在宅要医療者への対応） 10-4 放射能関係（情報収集・提供・測定の実施） 10-5 放射能関係（健康相談等） 10-6 耐震促進について 10-7 防災区民組織との連携 10-8 地域防災力の向上 10-9 医療機関等との連携 10-10 災害対策における男女共同参画 10-11 区の管理する道路橋における耐震補強対策の推進及び道路交通ネットワークの整備 10-12 公園緑地の整備と防災機能の強化充実

検討

3. 主な取り組み

【補正を含めた緊急対応（23年度）】 1・防災訓練の実施 ・大学との災害協力協定の締結拡大 2・災害対策本部機能の強化（計画の策定） 災害対策本部の第3庁舎移転 非常用発電機の設置 職員用給排水設備の設置 職員用物品の調達（毛布・アルミマット） 3・耐震講演会、出張耐震相談会の開催 ・二次避難所における図上訓練の実施 4・学校安全対策マニュアルの改訂 ・先駆的な防災訓練の情報の収集 ・避難所運営標準マニュアルの修正 ・区立小中学校にガスボンベ式発電機、防犯ブザーの配備 5・帰宅困難者支援施設の指定 ・帰宅困難者用食料・水の購入 ・保育園防災ハンドブックの作成 6・防災シンポジウムの開催 ・エリアメールによる災害情報提供 ・防災無線塔の音声調査 ・区内の公衆電話の場所をHPに掲載 7・総合支所単位での避難所指定の再検討 8・大規模災害対応マニュアル作成に向けた検討 9・東日本大震災義援金・支援金の募集 ・被災地への職員派遣、物資の提供 ・被災者交流会の開催 ・被災地支援市民活動団体連絡会の開催 ・全国避難者情報システムの開始 10・放射線等対策本部の設置 ・放射能事故の電力不足による節電対応	【計画的取り組み（24年度）】 1・近隣以外の自治体と災害時協定を協議 ・事業者高校大学との災害協力協定締結拡大 ・拠点隊となる出張所等の防災機能強化 ガスボンベ式発電機、MCA無線、LED照明の購入、スタンドパイプの設置 ・災害対応の研修会を各部で実施 2・災害対策本部機能の強化 工事・移転・無線機の増設 ・二次避難所にデジタル無線機、食料等配備 3・災害時要援護者避難支援における町会等との協定締結の拡大 4・区立小中学校の防災機能の向上 ガスボンベ式発電機等の配備 マンホールトイレ整備計画の策定 特設公衆電話の設置 ・ペット同伴の避難所運営訓練試行 5・緊急連絡メールシステムの改修 ・学校ホームページの充実 6・電話による無線放送確認システムの開始 ・災害時区民行動マニュアルの全戸配布 ・災害時区民行動マニュアル(外国人向け)の作成 ・防災無線塔の増設 7・水防連絡会の設置開催 8・地域防災計画への反映 9・被災者交流会の開催 ・要請に基づく被災地への職員派遣 10・公共施設での放射線測定 ・防災の地域会議の開催 ・発災対応型訓練の拡大 ・避難所運営強化のための防災士取得支援
〈重点的な取り組み〉 ○ 施設機能の強化：災害時に避難所施設となる小中学校、被災状況の情報収集を行う出張所・まちづくりセンター、災害対策本部の機能強化により、行政機能の持続可能な体制整備を図る。 ○ 連携・協力態勢づくり：区民・町会・自治会・商店街に加え、区内の高校・大学、事業者、関係機関等との災害時の連携・協力態勢づくりに取り組み、災害に強い「顔と顔の見えるまちづくり」を進める。 ○ 情報の共有化：区民と行政がパートナーシップを発揮し、区民が災害時に的確に行動できるように、防災意識の向上に努めるとともに、迅速な情報提供の強化を図る。	

反映

世田谷区地域防災計画、業務継続計画（震災編）、震災時初動期職員行動マニュアル等に反映

1 防災対応指針策定の背景

○防災対応指針策定の趣旨

東日本大震災の教訓等を踏まえ、今後の東京の防災対策の方向性と具体的取組を示す。

○東日本大震災に対する基本的認識

想定外の巨大地震、大津波に加え、原子力発電所事故も重なった未曾有の複合的災害
遠隔地の地震が東京にも深刻な影響を引き起こす。

○首都東京の防災力向上の必要性

2 東京を襲う地震像

○首都直下では、陸側のプレートの下に、東から太平洋プレートが、南からフィリピン海プレートが沈み込んでいる。

また、これらのプレート境界では、プレート先端が跳ね上がることでM8クラスの海溝型地震が発生

○南関東では、200～300年間隔で発生する関東大地震クラスの地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生すると想定

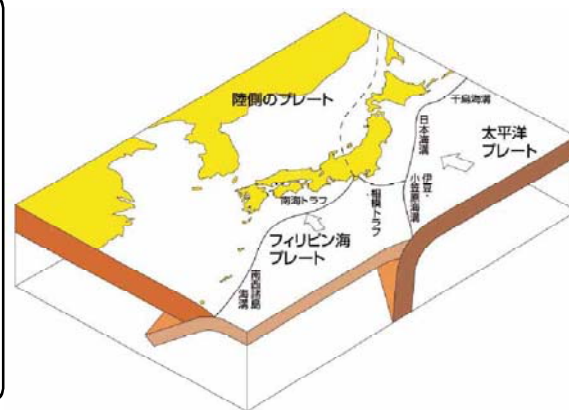
○首都圏以外の地震による電力供給停止や物流の途絶などの連鎖的被害の発生も懸念される。

< 首都直下地震 >

東京湾北部地震 (M7.3)

プレート境界多摩地震 (M7.3)

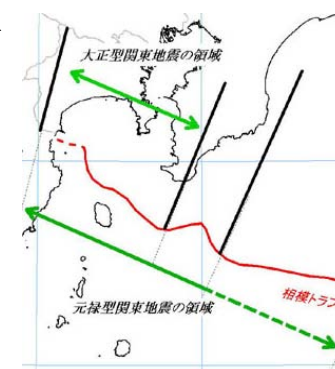
など



< 海溝型地震 >

大正型関東地震
(M7.9程度)

元禄型関東地震
(M8.1程度)



< 活断層で起こる地震 >

立川断層帯地震
(M7.4)



< 連鎖的被害が懸念される地震 >

東海・東南海・南海連動地震、東北地方太平洋沖地震、新潟県中越沖地震など

こうした地震によるリスクに加え

台風や高潮などの自然災害が複合的に発生する可能性も否定できない。

こうした危険性を見据えた上で、災害への備えを固め直すことが必要

3 東京の防災対策の目指すもの

東京の防災対策の目的

都民の命を守ること

昼夜を問わずあらゆる「都民」を対象に、その生命の安全を確保

都市の機能を維持すること

日本の頭脳・心臓である首都東京の機能を維持

東日本大震災の教訓

未曾有の大震災に対応するためには、自助・共助・公助それぞれの取組の強化はもとより、それを担う個々の主体の連携や施策の相互補完など、東京の総力を結集した防災対策の構築が必要

今後の防災対策の方向性

多様な主体が個々の防災力を高めるとともに、

<施策の具体例>

- ・住民、事業者等の地域の連帯に根ざした防災隣組の構築
- ・企業、行政機関など社会全体の連帯による帰宅困難者対策の推進

あらゆる事態に備え、個別施策の徹底強化と
施策の複線化・多重化を促進する

<施策の具体例>

- ・道路やライフラインのネットワーク構築による補完機能の確保
- ・木密地域の整備促進と消火体制の充実強化

東京の防災力を高度化

< 防災対応指針における主な対応策の概要 >

多様な主体が個々の防災力を高めるとともに、
主体間の連帯を強化する

あらゆる事態に備え、個別施策の徹底強化と
施策の複線化・多重化を促進する
(バックアップの確保)

◇地域の連帯の再生による防災隣組の構築

- ・先進的・効果的取組を「東京都防災隣組(仮称)」として認定
- ・祭りや新しい情報提供ツールを活用し、モデル地区を支援

◇社会全体で取り組む帰宅困難者対策の再構築

- ・帰宅困難者に関する条例を制定し、施設内保護等を徹底
- ・官民をあげて、一時待機施設を量的・質的に拡大

◇発災時の安定的な情報通信の確保

- ・通信ルートの複線化に向け、Wi-Fiの実証実験を実施
- ・防災行政無線等の防災関係機関の通信手段を多様化

◇流通網の途絶に備える物流・備蓄対策の推進

- ・物流・備蓄対策の再構築に向けて、関係事業者も巻き込んで「物流・備蓄プロジェクト」を推進

◇木密地域の不燃化に向けた総合的な対策の推進

- ・まちづくり施策や税制など新たな手法による整備推進と住民の意識改革
- ・消防水利の確保など、火災への備えの強化

◇事業者と連携した大都市における防災拠点の整備促進

- ・都市開発にあわせて、民間の避難場所や発電設備の設置を誘導
- ・公園の整備拡充と発災時の機能強化を推進

◇東京湾沿岸の水害への備えの強化

- ・高潮対策センターの2拠点化、水門・防潮堤等の耐震強化
- ・大規模水害時の避難体制を強化する広域避難プロジェクトの推進

◇エネルギー確保の多様化による都市機能の維持

- ・高効率の天然ガス発電所の整備の検討
- ・自立・分散型発電の設置と燃料の安定供給対策を推進

相互に連携して複合的に施策を展開

東京都防災対応指針に掲げる防災対策

	多様な主体の連帯	施策の複線化・多重化
首都直下地震への備え	1 <u>地域の連帯の再生による防災隣組の構築</u> 2 <u>社会全体で取り組む帰宅困難者対策の再構築</u> 徒歩帰宅者の発生抑制、一時待機施設等の確保、情報通信基盤の強化、 3 <u>発災時の安定的な情報通信の確保</u> 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡、報道機関との連携、 4 <u>流通網の途絶に備える物流・備蓄対策の推進</u> 物資の安定調達、燃料の安定調達、流通情報の提供、都民・事業者等による備蓄の推進、物資の種類の整理、備蓄拠点の配置、物資受入・搬出等 5 <u>首都東京の消防力の徹底強化と危険物対策の推進</u> 消防力の向上、消防水利の確保、消防団の災害活動支援、 6 <u>多様な主体の応急対応力の強化</u> 都の初動態勢、警視庁の災害対処能力の向上、事業継続計画、防災訓練 7 <u>強固な広域連携体制の構築による相互補完機能の確保</u> 全国知事会等、九都県市、基礎的自治体 8 <u>住民、事業者等の防災力の向上</u> 災害時要援護者対策、ボランティア活動の環境整備、事業者の取組の促進、 9 <u>住民の避難対策の充実</u> 発災時の都外避難者への情報伝達、避難所のすみ分け、	1 <u>木造住宅密集地域の不燃化に向けた総合的な対策の推進</u> 木密地域の整備促進と意識啓発、消防水利の確保[再掲] 2 <u>事業者と連携した大都市における防災拠点の整備促進</u> 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進、 3 <u>東京湾沿岸の水害への備えの強化</u> 被害想定を検証、水門等の耐性の検証、東京港の耐震性の向上、 4 <u>発災後の医療機能確保に向けた対策の強化</u> 医療機能の確保、医療機関情報の把握、広域的な医療連携、患者搬送に係る連携体制の構築、多様な人員体制の整備等、 5 <u>交通ネットワークの確保に向けた対策の強化</u> 道路ネットワーク整備等、道路・橋梁の安全確保、交通規制、 6 <u>発災に備えたライフラインのバックアップの確保</u> 上下水道、電気、ガス、通信の施設の耐震化・液状化対策等、 7 <u>高度な耐震性を備えた都市づくり</u> 建築物の耐震化、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、エレベーターの耐震化、非構造部材や家具類による被害防止、 8 <u>住民の生活安定化のための対策の充実</u> がれき処理、秩序維持、り災証明、義援金配分、応急仮設住宅、
三連動地震への備え	10 <u>放射性物質による影響への対策の推進</u> 国による対策の強化、安全基準の策定、都の体制整備等、風評被害への対応、安心安全のための相談・情報提供、安全な生活環境の確保 11 <u>流通網の途絶に備える物流・備蓄対策の推進</u> [再掲] 物資の安定調達、燃料の安定調達、流通情報の提供	9 <u>エネルギー確保の多様化による都市機能の維持</u> 電力の確保、燃料の安定調達、事業の継続確保、情報連絡体制 10 <u>長周期地震動対策の強化</u> 長周期地震動による影響、危険物施設対策[再掲]、室内の安全確保 11 <u>液状化対策</u>

環境保全等

- (1) 環境基本条例
- (2) 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画案
(資料部分の抜粋)
- (3) 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画案
(概要版)

世田谷区環境基本条例

平成6年9月21日

条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する施策の推進（第7条—第10条）

第3章 開発事業等に係る環境への配慮（第11条—第15条）

第4章 環境の保全等に関する施策等（第16条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。
(区の責務)

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害の防止

(2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全

(5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備

(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量

(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する施策の推進

(世田谷区環境基本計画)

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全等に関する施策等

(施策の評価)

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(区民等の活動の促進)

第 19 条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（国、東京都等との協力）

第 20 条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 5 章 雑則

（委任）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分（審議会の設置に係る部分を含む。）は、同年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 11 月 15 日条例第 62 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 10 日条例第 52 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 12 年 10 月 2 日条例第 94 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 24 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

(案)

平成24年3月

世 田 谷 区

第2章 世田谷区の特性

2-1 世田谷区の地域特性

(1) 人口・世帯数

世田谷区の人口は近年増加を続け、住民基本台帳に基づく平成23年1月1日現在の人口は835,819人に達していますが、区内の外国人登録者数、平成22年度国勢調査の結果を加味すると、実際の居住者は約88万人にのぼると推測されます。世帯数は434,694世帯であり、平成2(1990)年の356,314世帯に対し、約22%増加しています。また、学生や未婚者等の単身世帯の占める割合が高く、世帯あたり人員(1.92人；平成23年1月1日現在)は、東京都の平均2.01人(平成22年国勢調査)を下回っています。

区の推計では、区の人口は平成44(2032)年まで増加を続け、これに比例して世帯数も増加し、単身世帯もさらに増えることが見込まれています。

一般に、世帯人員1人あたりのエネルギー消費量は、世帯を構成する人数が少ないほど増加します。世帯数の増加と、世帯あたり人員の減少は、区全体のエネルギー消費量を増加させる要因の一つとなっており、今後もその影響が続く可能性があります。

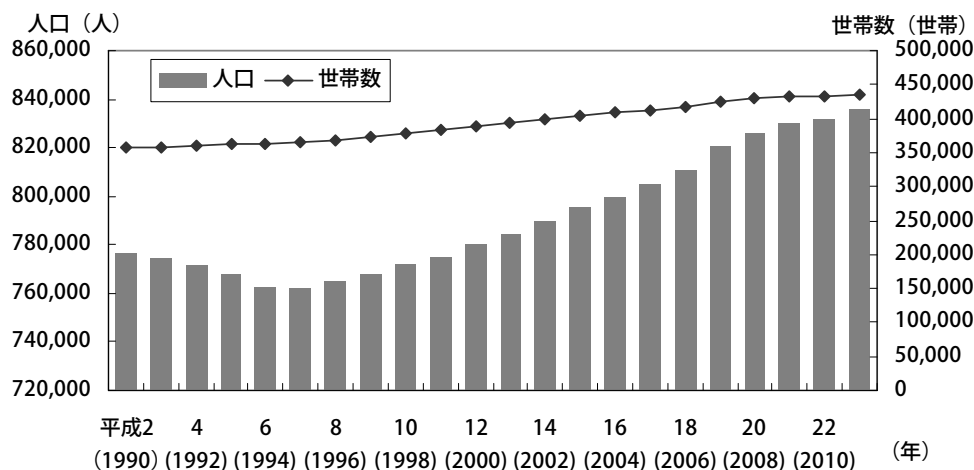


図 2-1 世田谷区の人口・世帯数の推移(住民基本台帳 各年1月1日時点)

出典：世田谷区「統計書 人口編」

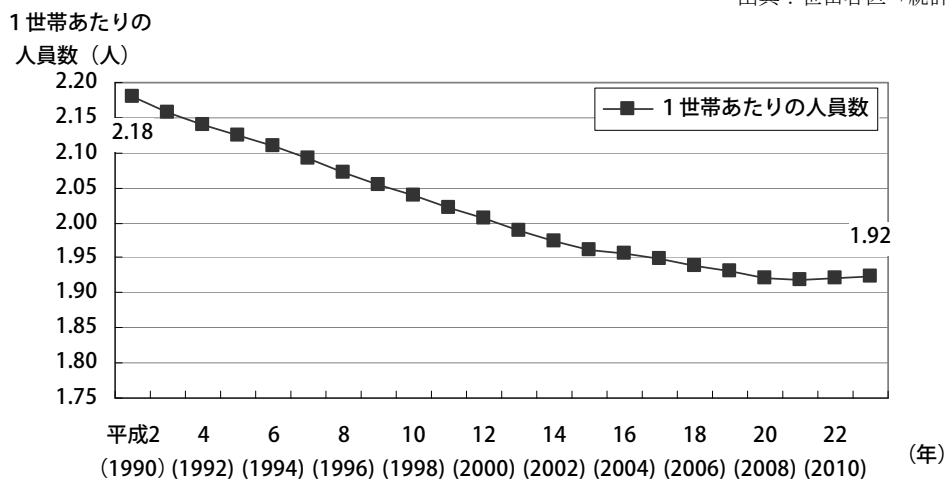


図 2-2 1世帯あたりの人員数の推移(住民基本台帳 各年1月1日時点の人口・世帯数より算出)

* 第2章に掲載したグラフ等については、四捨五入のため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

(2) 土地利用

区内の土地利用で最も高い割合を占めるのは、建物の敷地として利用されている「宅地」であり、区面積(5,808ha)の約66%を占めています。宅地の中でも特に多いのが住居系の宅地であり、区面積の約49%(全宅地面積の約74%)を占めています。

宅地以外の土地利用中で最も多いのは交通系(道路、鉄道)で、区面積の約18%を占めています。

住宅地が多いということは、区内のエネルギー消費に占める民生家庭部門の割合の高さにつながります。

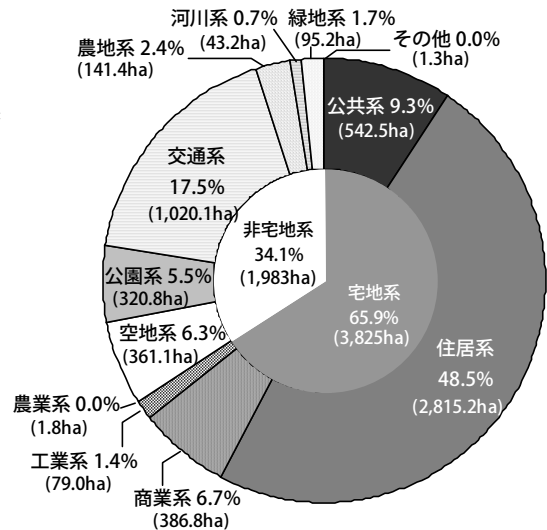


図 2-3 土地利用の構成比

出典：世田谷区「世田谷区土地利用現況調査 2006」

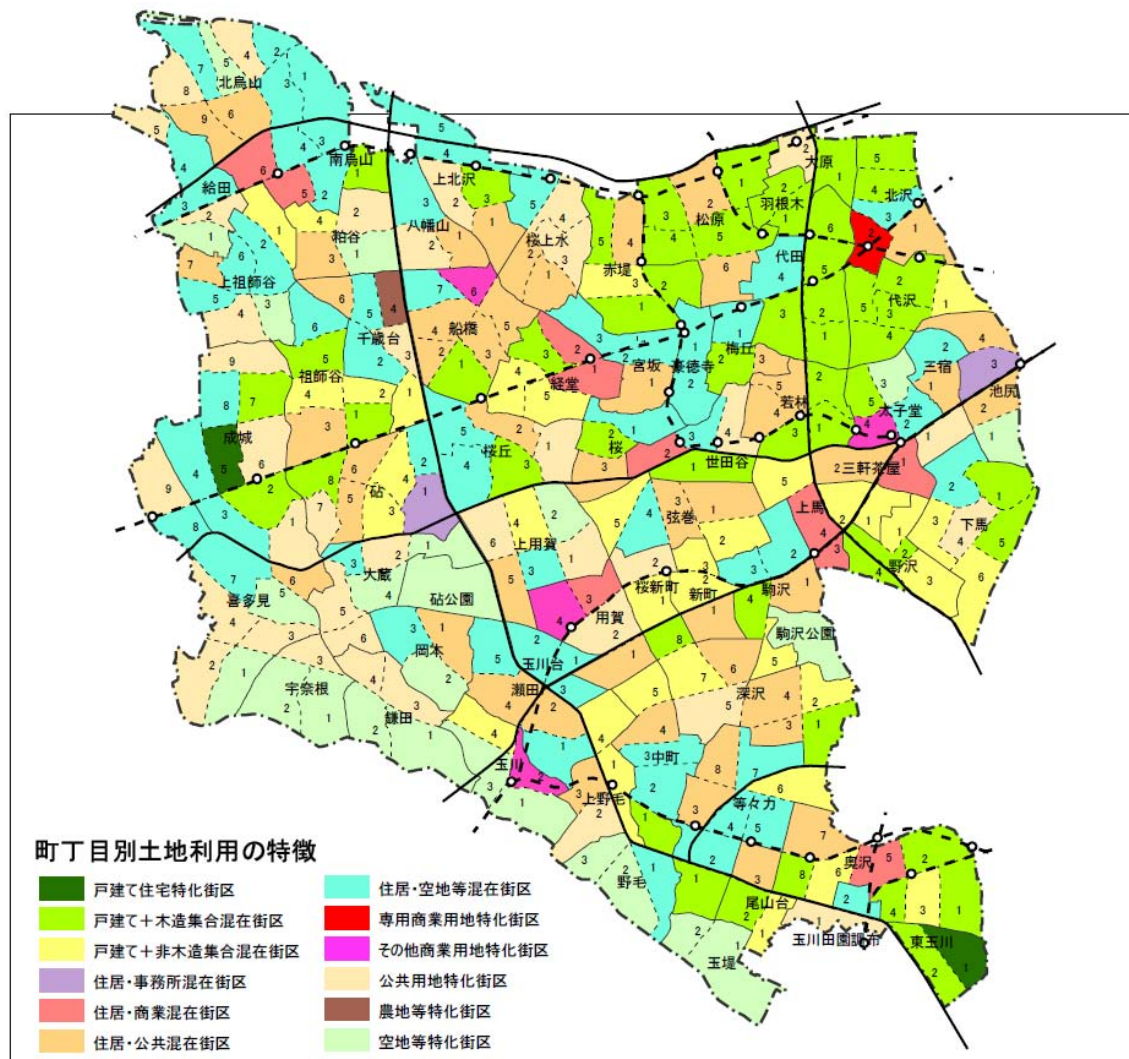


図 2-4 土地利用の特徴

出典：世田谷区「世田谷区土地利用現況調査 2006」

(3) 交通

区内には、南北方向に環状7号線、環状8号線、東西方向に甲州街道（国道20号）、玉川通り（国道246号）などの幹線道路や、首都高速3号渋谷線、東名高速道路などの高速道路が整備されています。区内の道路総延長は1,181km、道路率は14.0%となっています（平成22年4月1日現在）。また、自動車保有台数は291,673台（平成22年3月末現在）であり、近年、徐々に減少しています。

鉄道については、小田急線、京王線、井の頭線、世田谷線、大井町線、東横線、目黒線、田園都市線の8路線が整備されています。このうち京王線、小田急線、田園都市線が東西方向を結ぶ役割を果たしており、乗降客数も多い路線となっています。

とりわけ鉄道については、主要路線が東西方向に発達している一方、南北方向の移動には課題があり、公共交通による移動距離を長くする要因の一つとなっています。



図 2-5 区内の主要幹線道路と鉄道網

（４）文化・教育

世田谷区は、文化・芸術活動が盛んな地域でもあります。区内には、400 年以上の伝統を誇る「ボロ市」から、下北沢（シモキタ）を中心とした演劇文化、日本の文化施設の先端を築き多くの人材輩出に貢献してきた世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センター（パブリックシアター・生活工房・音楽事業部）まで、多種多様な文化資源があります。また、サザエさんやウルトラマンのように地域に親しまれる資源を活用して、商業やコミュニティを活性化する取り組みも行われています。

また区内では、数多くの文化・芸術活動団体が活動しています。団塊の世代が退職年齢を迎え、地域で生活するようになる中、活動団体数も増えていくものと考えられます。

区では、文化・芸術振興を通じて、まちの魅力やにぎわいづくりをさらに発展させる施策を展開しています。また、文化・芸術のフィールドを広げ、環境などの視点を入れた事業を実施しています。今後も、地域活力を高める活動とともに、文化・芸術を通じて、区民が環境について考える機会を創出していくことも重要です。

地球温暖化対策に取り組む区民の意識醸成には、学校における教育も大切です。

区内の小中学校では、学校生活の中で環境への意識を育てる「せたがや学校エコライフ活動」をはじめ、様々な環境教育・環境学習を進めています。

区内に 13 もの大学が立地することも、区の特徴となっています。これらの大学では、大学教育や公開講座等を通じて環境について学ぶ機会を提供することに加え、環境面での地域貢献を理念に各大学が共同で行う取り組みも展開されています。

環境に配慮したエコなライフスタイルが浸透しつつある中、文化・教育を通じて区民のさらなる意識醸成を図っていくことが、ますます求められています。

（５）住宅・建物

堅調な住宅需要に支えられて、区内の平成 20 年度の年間着工住宅数（新築）は、戸数（約 1 万戸）、床面積（約 79 万㎡）とも都内第一位の水準にあります（東京都統計年鑑 平成 20 年 6 建設及び住居 地域別着工住宅数）。

住宅形態別の棟数は、一戸建 120,370 棟（77.9%）に対し、共同住宅¹² 31,770 棟（20.6%）となっています（平成 20 年住宅・土地統計調査）。また、共同住宅については、賃貸住宅の比率が高いことも特徴の一つとなっています。

戸建の持ち家が高い割合を占めている世田谷区では、地球温暖化対策において、住宅における再生可能エネルギーの導入、給湯器などの住宅設備の高効率化、高断熱化など、環境配慮型の住宅を増やしていくことが重要です。また、賃貸住宅の割合が高い共同住宅については、建設時に環境配慮を促していくと同時に、家電製品の高効率化、省エネルギー行動など、借主である住民の行動を促していくことが重要です。

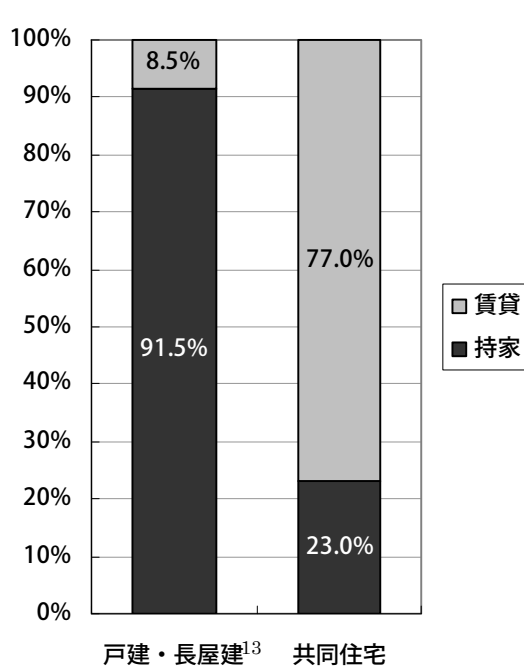


図 2-6 住宅形態別棟数の比率
出典：総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」

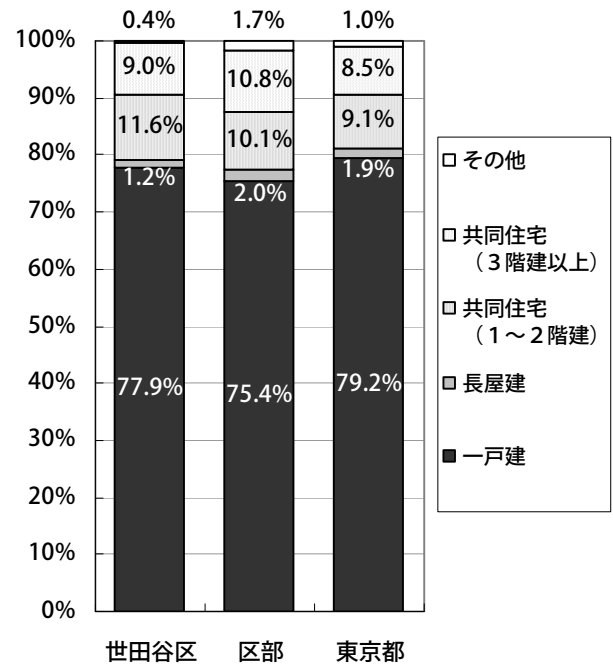


図 2-7 建て方別（戸建、集合）
所有関係別住宅数
出典：総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」

¹² 共同住宅：一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。階下が商店で、2 階以上に二つ以上の住宅がある場合も含まれる。
¹³ 長屋建：二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅も含まれる。

(6) 業務・産業

①産業構造

世田谷区の産業構造別従業員数は、第3次産業の比率が91.3%と最も高く、次いで第2次産業(8.7%)となっており、第1次産業の比率(0.1%)は非常に小さくなっています。

産業大分類別の従業者数の比率は、「卸売、小売業」(24.0%)がもっとも大きく、「医療、福祉」(12.8%)、「宿泊業、飲食サービス業」(11.6%)が続いています。

世田谷区の産業は、民生業務部門に該当する分野が大きな割合を占めており、オフィスや店舗等において、地球温暖化対策を進めていく必要があります。

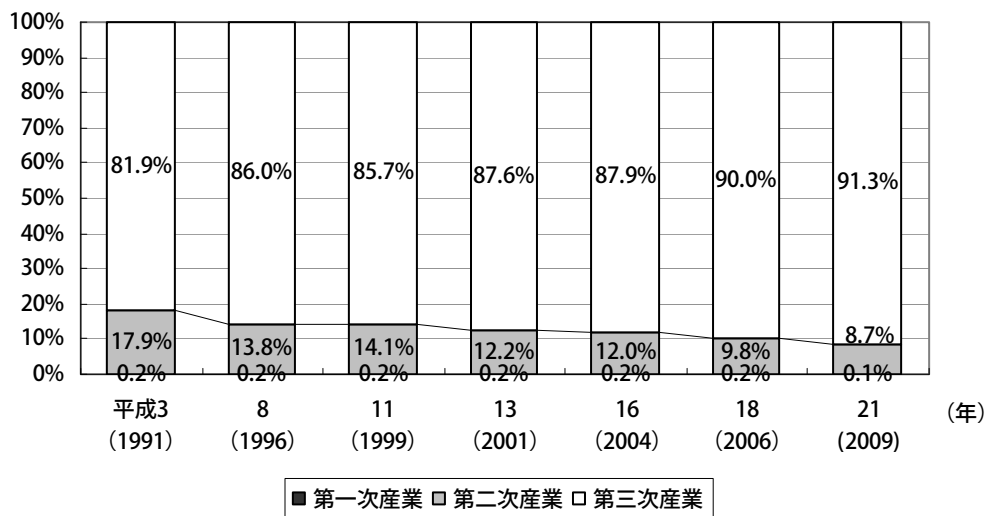


図 2-8 産業構造別従業者数の比率

出典：世田谷区「統計書 総合編」、東京都「平成21年度経済センサス・基礎調査」

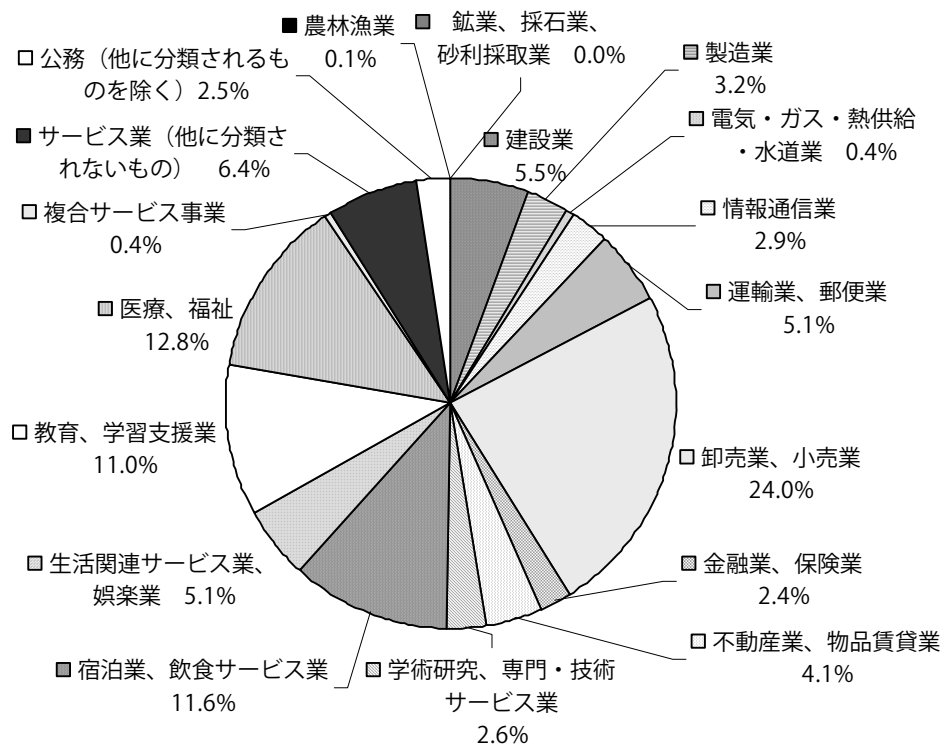


図 2-9 産業大分類別の従業者数 (平成21年7月1日現在)

出典：東京都「平成21年度経済センサス・基礎調査」

②事業所

区内の業務系事業所の延床面積は増加傾向にあります。

また、従業者規模別事業所数の比率を見ると、1～4 人の事業所（56.5%）が最も高く、5～9 人（21.1%）、10～19 人（11.7%）がこれに続いています。

地球温暖化対策を進めるにあたっては、エネルギー消費の大きい大規模な事業所の対策を促進すると同時に、区内の事業所の大部分を占める小規模な事業所における対策を進めていくことも必要です。

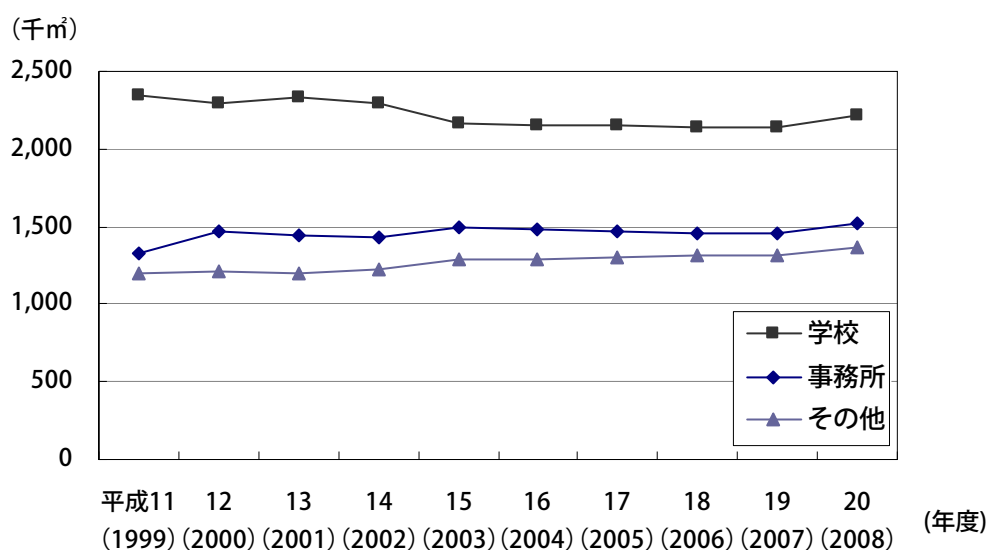


図 2-10 事業系建築物の延床面積

出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2008 年度）」

（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

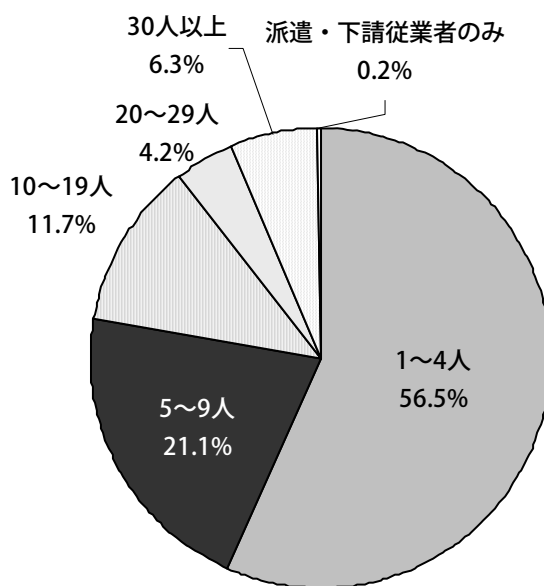


図 2-11 従業者規模別事業所数の比率（平成 21 年 7 月 1 日現在）

出典：東京都「平成 21 年度経済センサス-基礎調査」

(7) 自然

世田谷区の南西部には多摩川が流れており、侵食により形成された国分寺崖線¹⁴に沿って斜面林や湧水が数多く存在し、多様な動植物が育まれています。多摩川の他にも、区内には野川や仙川など中小河川も多く、緑と水に恵まれた環境といえます。また、かつては都市郊外の農村であったことから、農地や屋敷林などの緑も点在しており、都心から近い距離にありながら、良好な環境が残されていることが特徴です。

しかし、都市化とともに、宅地開発やマンション建設が進み、国分寺崖線の緑や農地は、急速に失われてきました。また、敷地が広く樹木に囲まれていた住宅地は、細分化が進んでいます。その結果、樹木や草に覆われた土地の割合を示す緑被率は、昭和 48 (1973) 年に 33.9%であったものが、市街化の進展に伴い、平成 18 (2006) 年度には 24.1%まで減少しています。

地球温暖化対策において、緑の役割は大きく 2 つあります。

一つめの役割は、樹木が生長する際に、二酸化炭素を吸収し、植物の体内に固定する吸収源¹⁵としての機能です。京都議定書では、平成 2 (1990) 年以降に行われた直接的かつ人為的な新規植林、再植林及び森林減少による吸収・排出量に限定して数値目標に反映できるとしています。このため、世田谷区内の樹林や農地は、削減目標の算入において吸収源として取り扱うことはできませんが、成長期の樹木に二酸化炭素を吸収する働きがあることに変わりはなく、緑を大切にしていくことが必要です。

二つめの役割は、ヒートアイランド現象の緩和であり、都市部にある世田谷区において特に重要な意味を持ちます。ヒートアイランド現象は、住宅や事業所でのエネルギー使用によって生じる人工排熱が増加すること、地表面を覆う建物のコンクリートや舗装のアスファルト等が熱を溜めることによって助長されます。ヒートアイランド現象により気温が上昇すると、夏季の冷房使用が増加し、エネルギー使用量を増大させる一因となります。これに対し、樹林や農地など緑に覆われた土地や水辺は、地表面からの夜間放熱、風の道¹⁶の形成によってヒートアイランド現象を緩和します。また、敷地の緑化や屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテン¹⁷などは、建物や敷地への直射日光を防ぐことで建物の気温上昇を緩和し、空調の効率改善、すなわち省エネルギー化に貢献します。このように、緑や水辺はヒートアイランド現象の緩和を通じて、エネルギー消費の増大を抑制し、地球温暖化対策にも貢献します。

区では、平成 20 (2008) 年 3 月に「みどりとみずの基本計画」を策定し、区内の「みどり率¹⁸」を平成 44 (2032) 年までに 33%とする「世田谷みどり 33」を目標として定め、緑を保全・創出するための施策に取り組んでいます。

「世田谷みどり 33」の実現をめざし、緑や水辺の保全・創出に取り組むことは、世田谷区の良好な環境を維持するためのみならず、低炭素社会の実現に向けた重要な取組みの一つでもあります。

¹⁴ 国分寺崖線：かつて多摩川が武蔵野台地を削り取ってできた段丘面で、立川市から国分寺市などを經由して世田谷区内の砧、玉川地域南部を通り、大田区の西部に至る延長 30km の崖の連なり。

¹⁵ 吸収源：二酸化炭素など温室効果ガスを吸収する大気、森林、海洋のこと。

¹⁶ 風の道：ヒートアイランド現象を緩和するために、建物や公園などの緑地の配置を工夫して、郊外から都市部へ風を誘導する風の通り道をつくる都市計画の考え方、手法。

¹⁷ 緑のカーテン：アサガオやゴーヤなどのつる植物を窓辺に育ててつくる、自然のカーテン。

¹⁸ みどり率：樹木や草などの緑が地表を覆う部分の面積に、公園区域・水面を加えた面積が地域全体に占める割合。世田谷区のみどり率は、平成 18 年の調査では 25.56%。

(8) 廃棄物

区のごみ収集量は、平成 22 年度で可燃ごみ 169,548 トン、不燃ごみ 8,538 トン、粗大ごみ 6,884 トンとなっており、近年ごみの収集量は徐々に減少しています。また、区民一人 1 日あたりのごみ排出量についても、減少傾向にあります。

資源回収量については、区民による集団回収や地区回収と集積所回収を始めたことなどにより、区による回収が始まった平成 12 年度には 50,607 トンの回収量があり、平成 11 年度と比べて、資源回収量は約 2.4 倍となりました。しかし、その後は約 50,000 トン前後と横ばいで推移しています。

廃棄物（石油から作られるビニール、プラスチック、合成繊維等）の燃焼に伴い発生する二酸化炭素を削減していくために、マイバッグを利用する、過剰な包装をしない・断る、本当に必要なものを必要な分量だけ買うなど、ごみの発生抑制に取り組むことが必要です。

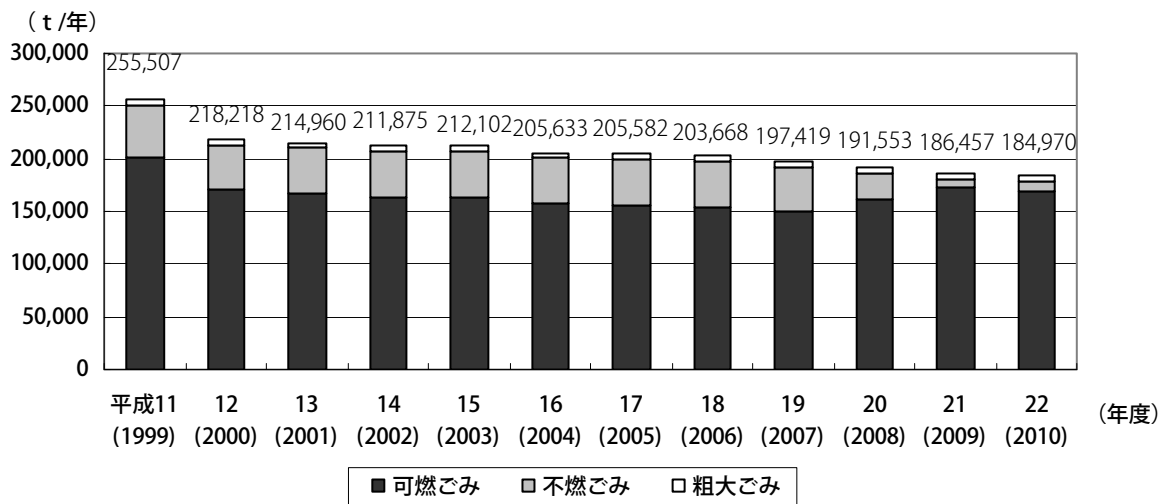
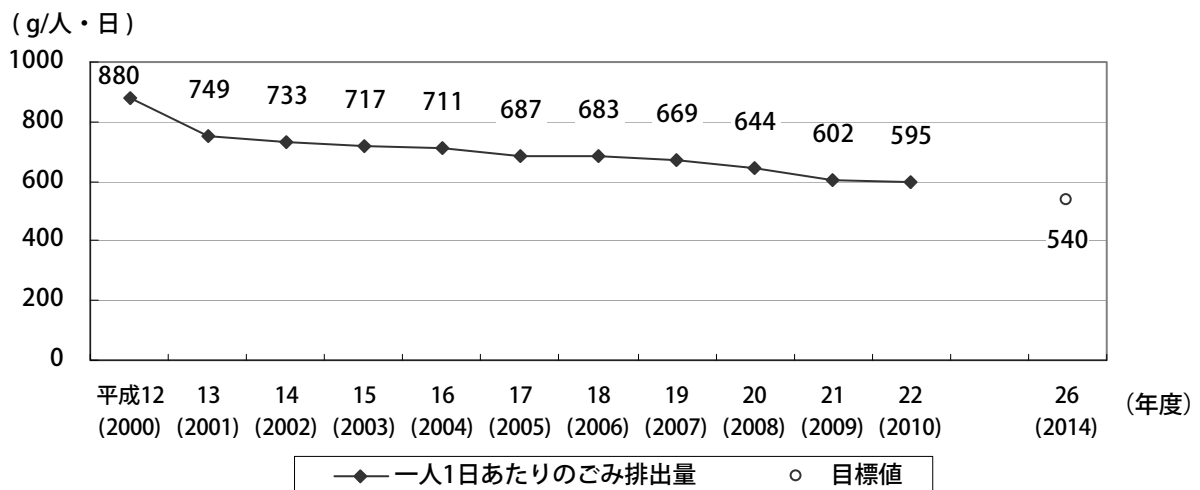


図 2-12 世田谷区のごみ収集量の推移

※ごみの収集量とは区が収集したごみ（可燃・不燃・粗大）をいいます（事業系ごみを含む）

出典：世田谷区「清掃・リサイクル事業概要 2011」



※算出方法：ごみ収集量／10月1日現在の人口（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）／365日（閏年は366日）

図 2-13 区民一人 1 日あたりのごみ排出量

出典：世田谷区「清掃・リサイクル事業概要 2011」

2-2 二酸化炭素の排出量と将来の見通し

(1) 世田谷区の二酸化炭素排出量

①総量

平成 20 (2008) 年度の世田谷区の二酸化炭素排出量 (2,997 千 t-CO₂) は、港区 (4,281 千 t-CO₂)、千代田区 (3,182 千 t-CO₂)、大田区 (3,172 千 t-CO₂)、新宿区 (3,137 千 t-CO₂)、江東区 (3,003 千 t-CO₂) に次いで、23 区で 6 番目に多くなっています。

世田谷区は、他区に比べて民生家庭部門の排出量が多いことが特徴であり、民生家庭部門の排出量 (1,258 千 t-CO₂) は、23 区の中で最も多い状況にあります (2 位大田区 : 924 千 t-CO₂、3 位練馬区 : 911 千 t-CO₂)。

②区民一人あたり及び世帯あたりの排出量 (民生家庭部門)

区民一人あたり及び世帯あたりの排出量 (民生家庭部門) に着目すると、世田谷区では一人あたりの排出量 1.5t-CO₂/人、一世帯あたりの排出量 2.9 t-CO₂/世帯となっています。

民生家庭部門の排出量が多い他区との比較では、大田区 1.4t-CO₂/人、2.7 t-CO₂/世帯、練馬区 1.3t-CO₂/人、2.8t-CO₂/世帯、杉並区 1.5t-CO₂/人、2.7t-CO₂/世帯であり、同程度の水準となっています。

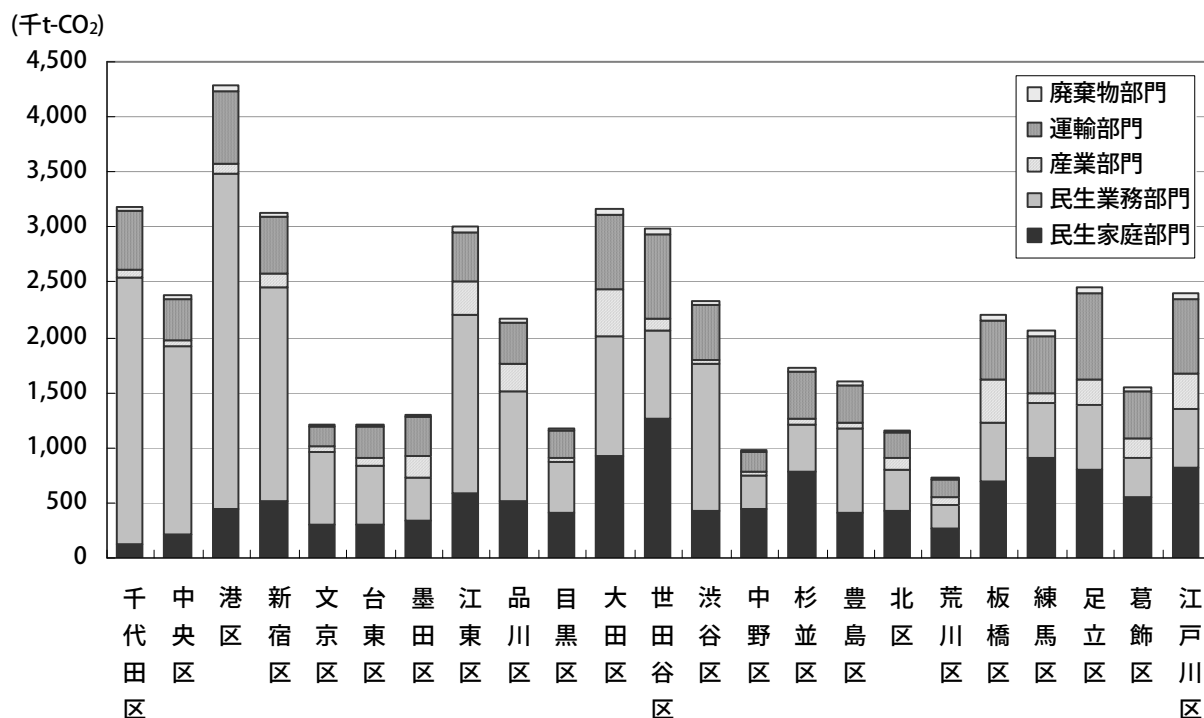


図 2-14 区別二酸化炭素排出量 (平成 20 [2008] 年度)

出典 : 「特別区の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2008 年度)」

(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

③排出量の推移

平成 20（2008）年度の世田谷区の二酸化炭素排出量は 2,997 千 t-CO₂ です。内訳は、民生家庭部門（42.0％）が最も多く、民生業務部門（27.1％）、運輸部門（25.1％）、産業部門（3.5％）、廃棄物部門（2.2％）の順となっています（図 2-15）。

平成 2（1990）年度に比べ、総量は 18.8％増加しており、「地域省エネルギービジョン」が掲げた目標「2010 年度の二酸化炭素排出量を 90 年度レベルにとどめる」を超える排出状況となっています。特に増加した部門は、民生家庭部門（平成 2 年度比約 36％増）、民生業務部門（約 61％増）、であり、運輸部門、産業部門は減少しています。民生家庭部門の増加は、世帯数の増加、1 世帯あたりの人員数の減少が主な要因と考えられます。また、民生業務部門については、事務所ビルや商業施設の増加、高層化による床面積の増加が要因として考えられます。

民生家庭部門の 1 世帯あたりの排出量（平成 20 年度）は、2.9 t-CO₂ であり、平成 2 年度の 2.6 t-CO₂ に対し、約 12％増加しています（図 2-16）。増加の要因としては、1 世帯あたりの人員数の減少と単身世帯の増加を背景にした世帯あたりのエネルギー使用量の増加が推測されます。また、パソコン・携帯電話等の情報機器、温水洗浄便座等の新しい生活家電の普及によって、家電保有台数・使用量が増加した可能性も挙げられます。

なお、民生家庭部門からの二酸化炭素排出の背景にある用途別のエネルギー消費量は、東京都の一般的な家庭におけるデータから見ると、給湯が全体の約 3 割を占めています（図 2-17）。

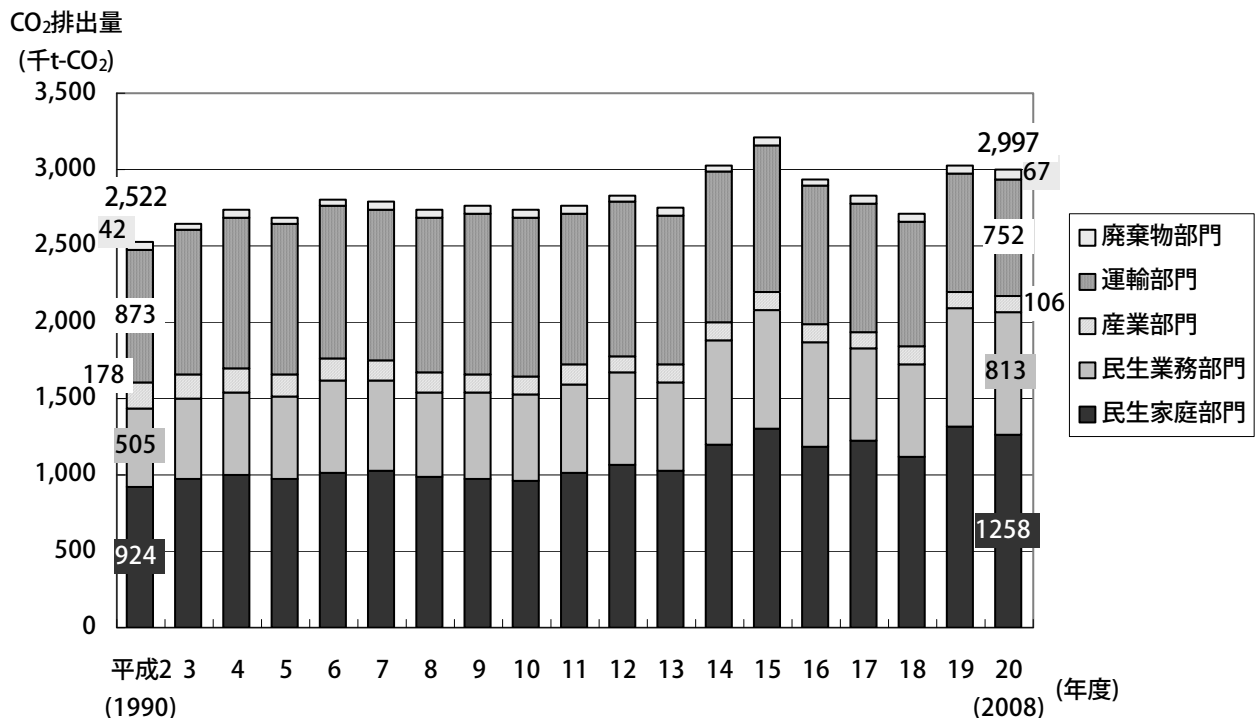


図 2-15 世田谷区における部門別二酸化炭素排出量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2008 年度）」
（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

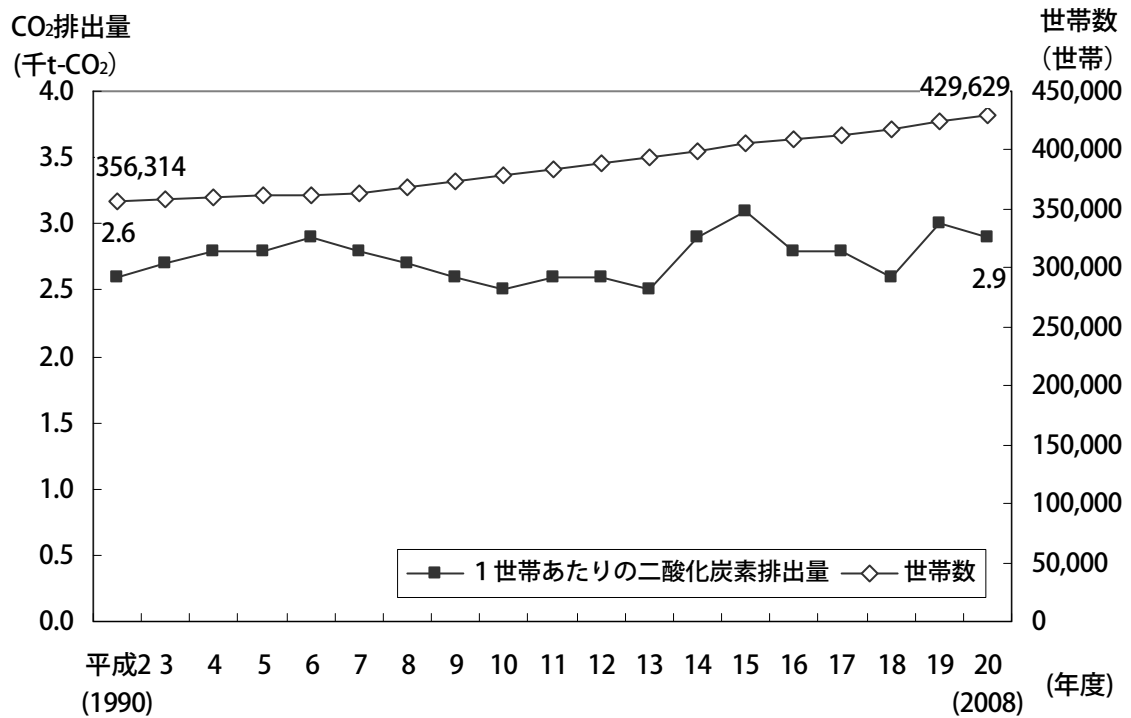


図 2-16 世田谷区における1世帯あたりの二酸化炭素排出量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2008年度）」
 （オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

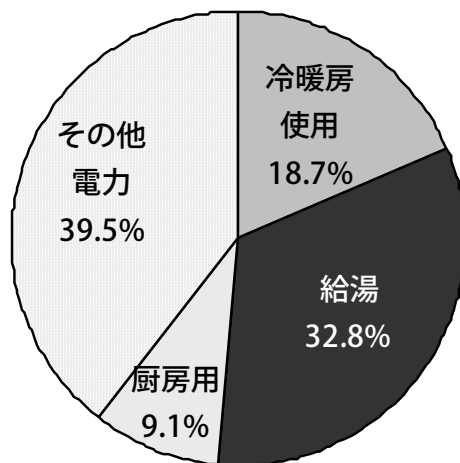


図 2-17 東京都における家庭部門のエネルギー消費量用途別構成比の比較(平成 19 年度)

出典：東京都環境局ホームページ

世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（案） 概要

第1章 計画の背景と目的

【位置づけ】

- ・環境基本計画（調整計画）で重点的に位置づけた「低炭素社会への移行」を進めるための個別計画
- ・地球温暖化対策推進法第 20 条「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」として策定した「地域省エネルギービジョン」の改定計画かつ同法第 20 条第 2 項に基づく「地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」に該当

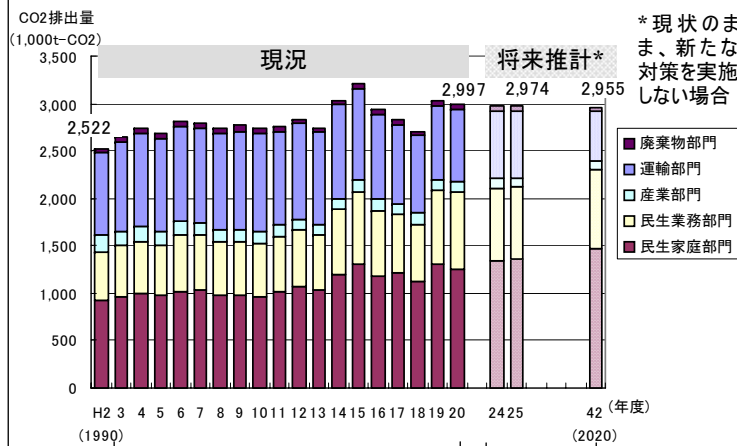
【対象ガス】 二酸化炭素

【二酸化炭素排出量の基準年】 平成2（1990）年度

【計画の実行主体】 区民、事業者、区

第2章 世田谷区の特徴

◇二酸化炭素排出量の現況と将来の見通し



家庭部門、業務部門の排出量の主な増加要因（H2～20）

【民生家庭部門】

- ・世帯数の増加
- ・世帯あたりの家電保有台数・使用量の増加

【民生業務部門】

- ・オフィスの床面積の増加

現状のまま、新たな対策を行わなければ、民生家庭部門、民生業務部門の二酸化炭素排出量はさらに増加

全体の課題

〇ライフスタイルの変革

- ・二酸化炭素排出の少ないエコなライフスタイルの定着
- ・文化・教育の視点を含めた意識醸成

〇エコなライフスタイルを支える住まい・都市の低炭素化

- ・住宅をはじめとする建物の省エネ化（断熱化等）
- ・設備・機器の省エネ化・低炭素化（太陽光発電システム、高効率給湯器、コージェネレーションシステム等の普及）
- ・中長期的視野に立った環境配慮型（低炭素型）のまちづくり
- ・これらを促進する産業の育成

第3章 低炭素社会・世田谷のイメージ

3-1 2050年の低炭素社会・世田谷

自然の恵みを活かして 小さなエネルギーで豊かに暮らすまち 世田谷

- ・太陽の光、自然の風、緑の豊かさ、木のぬくもりが感じられるまち
- ・所有することより共有することを重視し、ものを大切にする社会
- ・日の出とともに活動し、日没とともにくつろぐ暮らし
- ・再生可能エネルギーをはじめ多様なエネルギーを共有し、効率よく利用できるまち
- ・徒歩や自転車で安心して移動できるまち
- ・短い移動距離で買い物や職場に行けるまち
- ・エコな暮らし・文化を創造し、発信するまち

3-2 二酸化炭素排出量の削減目標

- ・本計画は、国や東京都の地球温暖化対策と連携を図りながら、世田谷区の地域特性に応じた対策を区民、事業者、区が連携・協働してさらに進めるためのものであり、削減目標は、国、東京都の対策の効果を考慮しつつ、区民、事業者、区それぞれの取り組みによって達成をめざすものである。

(1) 第1ステージの目標 【目標年：平成 32（2020）年度】

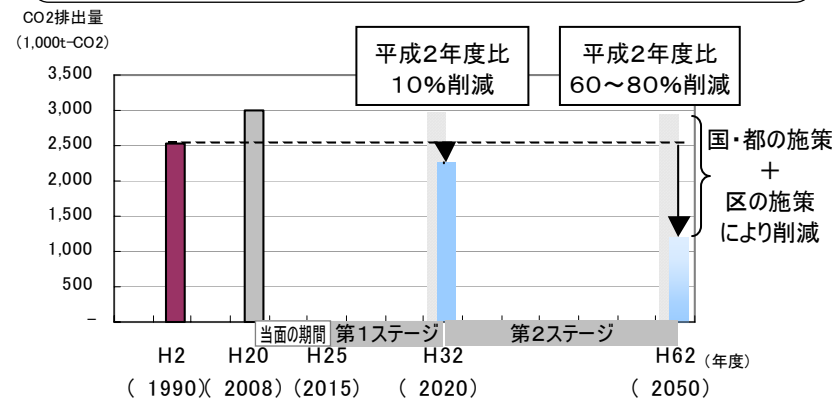
（2050 年の社会のあるべき姿に到達するために第 1 ステージで達成すべき目標）

区全域の二酸化炭素排出量平成 2（1990）年度比 10％削減
（平成 20（2008）年度比 25％削減に相当）

(2) 第2ステージの目標 【目標年：平成 62（2050）年度】

（2050 年の社会のあるべき姿として掲げる目標）

区全域の二酸化炭素排出量平成2（1990）年度比 60～80％削減
（平成 20（2008）年度比 66～83％削減に相当）



3-3 「当面の期間」(平成 24・25 年度)の目標

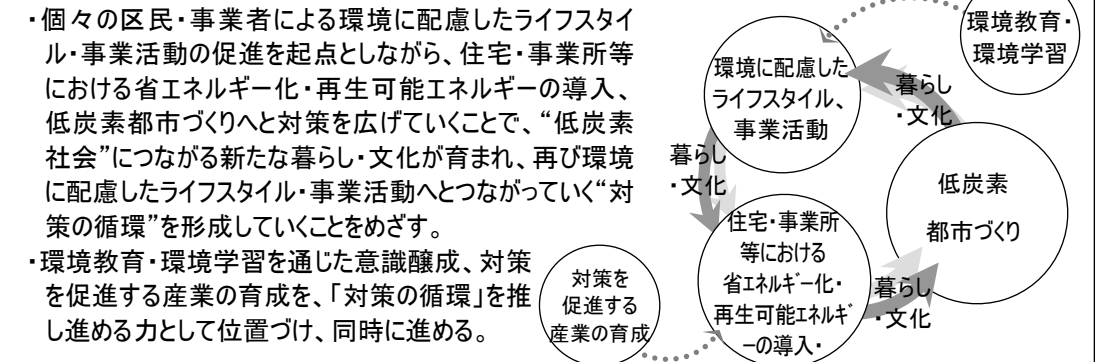
- ・東日本大震災、これに伴う原子力発電所の一部停止等を背景にした節電をきっかけに、ライフスタイルの見直しと省エネルギーを推進する期間を「当面の期間」として位置づけ、その目標として、電力、都市ガス、灯油等化石燃料に由来するエネルギー使用量を熱量(J)に換算した削減目標を設定。

1世帯あたりのエネルギー使用量 平成 20（2008）年度比 5％削減

1事業所あたりのエネルギー使用量 平成 20（2008）年度比 8％削減

第4章 世田谷区における地球温暖化対策の展開

4-1 対策の循環



4-2 各主体の取り組み

(1) 区民の取り組み

- 環境に配慮したライフスタイルの実践
- 環境に配慮した住まいづくり

(2) 事業者の取り組み

- 環境に配慮した事業活動の実践
- 事業所における省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入等

(3) 区の取り組み

- 区民の取り組み支援
- 事業者の取り組み支援
- 低炭素都市づくり
- エコな暮らしと文化の創造
- 区役所の率先行動

4-3 取り組みの推進に向けた区の施策

I 区民の取り組み支援	環境に配慮したライフスタイルの普及促進 環境配慮住宅の促進（再生可能エネルギーの導入促進等）
II 事業者の取り組み支援	環境に配慮した事業活動の促進 省エネルギー化・再生可能エネルギー導入等の支援
III 低炭素都市づくり	自動車に過度に依存しない都市づくり エネルギーの効率的な利用と再生可能エネルギーの活用 みどりの保全・創出（「世田谷みどり33」の推進）
IV エコな暮らしと文化の創造	エコ・ムーブメントづくり 環境教育・環境学習の推進
V 区役所の率先行動	公共施設における省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入等 職員による環境配慮行動の促進

第5章 重点プロジェクト

ライフスタイルの変革	重点プロジェクト① 低炭素型ライフスタイルの推進	低炭素社会への移行
エコなライフスタイルを支える住まい・都市の低炭素化	重点プロジェクト② エネルギー消費の少ない自転車・公共交通の利用促進	
	重点プロジェクト③ エコ住宅の促進	

第6章 推進方策

6-1 推進体制

- ・区民・事業者と区が連携・協働し、地域が一体となって取り組む。環境審議会からの助言や環境共生推進会議による区役所内部の総合調整を通じて、地球温暖化対策を計画的に推進。

6-2 進捗管理

- ・区民・事業者・区が、それぞれの立場でエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を点検し、取り組みを実施。
- ・計画の見直しは、「当面の期間」が終了する平成 25 年度のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量が明らかになった段階で行う。ただし、今後の国の政策動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。